

(様式1)

太教総第172号

令和4年6月24日

文部科学大臣 殿

大阪府南河内郡太子町長

田 中 祐 二

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

太子町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度

(担当)

太子町教育委員会事務局教育総務課

担当者：松本 和樹

住所：大阪府南河内郡太子町山田88

電話：0721-98-5533

E-mail:kyouikusoumu@town.taishi.osaka.jp

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

事業終了後(令和4年6月)

(2) 評価の方法

本町教育委員会事務局において、事後評価を実施し、本町ホームページにて公表する。

4. 総合的な所見

施設整備計画に計上した事業について、計画通り実施することができた。

5. 各目標の達成状況

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

太子町立幼稚園において、空調設備改修工事を実施し、教育環境の質的な向上を図った。
太子町立磯長小学校において、トイレ改修工事を実施し、教育環境の質的な向上を図った。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

| 学校等の名称 | 目標 | 事業区分 | 整備方針 | | | | 事業完了年月日 | (実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等 | 備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記) |
|---------|-----|------|------------|------|------|------------------|----------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | | 事業単位 | 建物区分 | 構造区分 | 全事業期間 (契約～完成) | | | |
| 太子町立幼稚園 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 園 | - | R3.7.28～R3.12.31 | R3.11.19 | | |
| 磯長小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(トイレ) | 校 | R | R3.6.23～R3.9.30 | R3.9.30 | | |